

府中市空家等対策計画に関する 町内会長へのアンケート調査

資料5

町内会長の皆様には、日頃より市行政に格段のご協力をいただきまして、厚くお礼申し上げます。

平成27年2月に施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法」により、空き家の所有者の方は、空き家の適切な管理に努め、行政は、空き家に関する対策の実施等に努めることとされていることから、府中市では、空家等の対策の方針となる「府中市空家等対策基本計画」の本年度中の策定に向けて取り組んでいるところです。また、今後の対策の実施に当たっては、空き家となっている住宅等の把握など、町内会との連携を図りながら取り組みたいと考えています。

つきましては、府中市が今後進めるべき、空き家対策の実施や運営方法について参考にさせていただくため、町内会長の皆様にアンケート調査を実施することといたしました。

皆様のご意見を空き家対策に生かしていきたいと考えておりますので、ご多用のこととは存じますが、調査の趣旨をご理解いただき、是非ともご協力くださいますようお願いいたします。

平成28年12月
府中市

【ご記入にあたってのお願い】

- この調査票は、すべての町内会長にお送りしています。町内会長ご自身がお答えください。
- 調査票の最後に、町内会名及び会長名をご記入いただくようにしておりますが、あくまで府中市の参考資料とするもので、個人名等が特定される形で公表することはありません。
- ご記入後は、お手数ですが、平成28年12月30日（金）までに、この調査票を同封の返信用封筒に入れ、そのままポストに投函してください。
- 回答いただいた調査票は、府中市の空家等の対策のために使用させていただき、他の目的には一切使用いたしません。

（お問い合わせ先）

〒726-8601 府中市府川町315番地

府中市役所 建設産業部 まちづくり課 都市計画係（担当：原田、瀬川）

電話（0847）43-7159 FAX（0847）46-1535

電子メール tokei@city.fuchu.hiroshima.jp

調査票

★平成 27 年 2 月に施行された「空き家等対策の推進に関する特別措置法」により、特定空家等^{*}と指定され、管理が行き届いていない空き家に対し、措置のための立入調査や、助言又は指導・勧告・命令・行政代執行等の措置が可能となりました。

※特定空家等とは

- ① 倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- ② 著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ③ 適切な管理が行われないことにより著しく景観を損なっている状態
- ④ その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にある空家等をいう。

問 1 あなたは、この法律の施行に伴い、行政代執行が可能となったことをご存じですか。該当する番号を 1 つ選んで○をつけてください。

1. 知っている	2. 聞いたことはある	3. 知らない
----------	-------------	---------

問 2 空き家の管理についておたずねします。

問 2-1 あなたの町内に、老朽化して危険な空き家がありますか。該当する番号を 1 つ選んで○をつけてください。

1. 10 軒以上ある	2. 数軒ある	3. ほとんどない	4. わからない
-------------	---------	-----------	----------

問 2-2 問 2-1 で「1」又は「2」と回答した方におたずねします。

その空き家について、どのように思われますか。該当する番号すべてに○をつけてください。

【複数回答可】

1. 倒壊しそうで心配	2. 放火など、火災が発生しそうで心配
3. 不審者が侵入しそうで心配	4. ごみを不法投棄されることが心配
5. 小動物や虫が棲みつきそうで心配	6. 景観が悪化することが心配
7. 特に心配はない	8. その他 ()

問 2-3 あなたの町内に、まだ十分活用できそうな空き家がありますか。該当する番号を 1 つ選んで○をつけてください。

1. 10 軒以上ある	2. 数軒ある	3. ほとんどない	4. わからない
-------------	---------	-----------	----------

問 2-4 問 2-3 で「1」又は「2」と回答した方におたずねします。

なぜ、そのような状態で空き家になっていると思われますか。該当する番号すべてに○をつけてください。【複数回答可】

1. 居住者の死亡、入院	2. 居住者の転出
3. 土地と建物の所有者が異なるため	4. 賃貸の取りやめ
5. わからない	6. その他 ()

